

会 議 録

会議の名称		令和 6 年度 第 1 回豊中市健康福祉審議会	
開催日時		令和 6 年（2024 年）9 月 17 日（火） 14 時 00 分～16 時 00 分	
開催場所		豊中市立地域共生センター西館大会議室 （オンライン参加可）	公開の可否 可
事務局		福祉部地域共生課	傍聴者数 0 名
公開しなかった理由			
出席者	委員	牧里会長、前田委員、大坪委員、滝下委員、平岡委員、波多野委員、石川久仁子委員、星名委員、永井委員、別木委員、小池委員、淵上委員、谷川委員、武市委員、村上委員、澤村委員 以上、16 人 （欠席：濱島副会長、石川路子委員、上田委員、多田委員）	
	事務局	○福祉部 小野部長、甲斐次長（地域共生課長）、坂口次長（長寿社会政策課長） 堂本福祉指導監査課長、酒井障害福祉課長、森本長寿安心課長、荒木田福祉事務所長 （地域共生課）良本主幹、畑山補佐、浦川、尾藤、池田、川原 ○健康医療部 寺田次長（保健安全課長）、山羽医療支援課長、岸田健康推進課長 ○都市経営部 安井次長（危機管理課長） ○市民協働部 濱政参事（くらし支援課長）、松本主幹（地域連携課）、小林係長（人権政策課） ○こども未来部 出口こども政策課長 ○豊中市社会福祉協議会（以下、市社協） 今井常務理事、勝部事務局長、佐藤次長兼生活支援課長	
	その他		
議 題		案件 1 第 5 期豊中市地域福祉計画に記載している事業・取組みの進捗報告 案件 2 その他	
審議等の概要		別紙のとおり	

議事要旨

案件 1 第 5 期豊中市地域福祉計画に記載している事業・取組みの進捗報告

(1) 多機関連携推進事業

事務局より資料に基づき説明。

(委員)

一步の会としても 8050 問題は、大きな課題として認識している。

資料 1 最終ページの「②法律専門職のアウトリーチ（成年後見利用促進事業との連携強化）」に関して、セルフネグレクト、8050 問題、成年後見制度の関連性について具体的に教えてください。

法律の専門家とはどのような方を想定しているか。

(事務局)

法改正に伴って本市でもどう取り組んでいくか検討中。

8050 問題のケースでは、親が亡くなった後のこと、成年後見の提案をすることがある。

以下の事例を報告。

事例：父母が死亡後、残された家で生活している子があり、収入は障害年金のみだった。子が何度か自宅で倒れていたようなケース。福祉的な課題に対しては拒絶が多く、支援に行き詰っていた。司法書士と一緒に相談を聞きに訪れたところ、司法書士の専門分野でできる支援を提案するなかで合意形成できた。

(委員)

成年後見制度との関連はあったか。

(事務局)

先ほどのケースでは、最終的に、司法書士が保佐人として本人とともに課題を整理していくこととなった。

(事務局)

子のために資産を残してきたが後見人が決まると支払いが必要になる。また一度後見人が決まるとなかなか変えられない。

これまでも金銭管理をサポートしてきたケースは多い。

親亡き後の子の生活支援を進めていけたらと思っている。

(会長)

本人の意思疎通ができなくなった場合、意思決定を家族がすることが主である。

家族がいない場合、全ての意思決定を成年後見人が担えるわけではない。

契約上の法的行為と本人のケア（意思尊重）を分けて考える必要があり、本人のケアを支援するものは日本にはない。

（委員）

「①ごみ処理費用負担」についてどういうケースがあったか教えてください。

（事務局）

多機関連携事業に関わった人のなかで、ごみ処理が必要となったケースが 10 件であった。ごみ処理はそれ自体が目的ではなく、あくまで支援の一貫であると考えている。

本人の意思を鑑みながら、身体、生命に影響がでてくることを多機関連携の支援者間で意識共有していく必要がある。

（事務局）

これまでごみ処理の問題に対して、行政・社協のどこが対応するのがいいかという課題があった。

多機関連携事業が出来たことで、一担当者がごみ掃除を手伝うだけでなく、体制として取り組めるようになった。

（会長）

地域の人々に関心を持ってもらうことが大切。これまでの本人と親族で解決していこうという形では困難。多機関連携会議をやるなら行政だけでなく地域住民も巻き込んだ仕組みであると、より良いのではないか。

（２）市営住宅関係 福祉と住まいの連携

事務局より資料に基づき説明。

（委員）

関連情報として、この春、生活困窮者自立支援法と住宅セーフティネット法が改正された。住まいに関する相談窓口を市町村ごとに設置するよう規定。豊中市の居住支援協議会がどのように福祉分野と連携していくかということがこの制度の設計の課題。

公営住宅の活用は改正の中心的なものでは無いものの、ぜひ積極的に取り組んでほしい。

豊中市の居住支援協議会は最近設置されたものなのでサポートも併せて考えてほしい。

（事務局）

（生活困窮者自立支援の担当課より）

自立相談支援機関に住まいの相談員を置くと補助金がもらえるようになった。また、家賃が払えず転居が必要な人へ、転居費用を出すという法改正がなされた。

現在、豊中市社会福祉協議会で住まいの相談を受けており、国の方針に沿った支援であるため、豊中市社会福祉協議会とも連携して進めていくことを検討中。

（会長）

府営住宅の活用も検討可能か？

（事務局）

当初、この構想のなかに府営住宅も想定していた。大阪府も空き家、空き部屋の活用を検討しているよう連携していくことが可能かと思われる。今後進めていく予定。

民間の住宅については、懸念点が多い。

（委員）

豊中市にどんな主体があるかでやり方変わってくる。居住支援法人がするにしても NPO がするにしても、初期投資に困っている。市が初期費用を出してくれているのは非常に重要で稀有な制度。

民間団体のなかで権利擁護や支援の質が不透明になっている部分が多い。本人の真の意思決定に基づいた住まいの支援がなされるよう配慮いただきたい。

（３）女性総合支援事業

事務局より資料に基づき説明。

（委員）

学校で窓口の周知は行わないのか？

デート DV は被害者意識が薄いことが多い。相談窓口へ繋がらないケースが多いのでは。ぜひ周知いただきたい。

（事務局）

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷに若年層向けの相談窓口があり、学校の方にも周知している。

（事務局）

仕事のブランクが長い方へは丁寧な就労支援をしている。働き方に多様な選択肢があることから、フリーランスを含めた多様な働き方に関する講座を実施している。また、産業振興課が所管するとよなか企業チャレンジセンターでは、企業にむけた支援を実施している。

（会長）

成功例はあるか。

（事務局）

ひとりではできなかったことを、支援を通じて他の人と繋がることで事業化に成功した事例はある。また、6 年前のプチ起業講座では、ネイルや小物づくりを行い、ネット販売に繋がった事例はある。

（４）医療系アウトリーチ

事務局より資料に基づき説明。

（会長）

アウトリーチ戦略が上手くいかないと難しいのではないかと不信感に繋がりがねない。顔が見える関係性が重要では。

（事務局）

地域包括支援センターだけでなく様々な立場の方が関わって支援していく。

65 歳以上の地域包括支援センターが関わっている人が対象

（会長）

本人にとってとにかく安心な居場所として思ってもらうことがまず必要。そこに来てもらった後に医療の相談等の話をもちかけるのがいいように思う。

（事務局）

精神領域に課題のある高齢者と背景に記載しているが、高齢者のみならず、その子どもも精神保健福祉士のアウトリーチの対象としている。

（委員）

広報とよなかにひきこもり相談の窓口が掲載してあったが、当事者の家族が相談窓口で相談した結果を受けて、この事業の精神保健福祉士が訪問したりする仕組みか。

（事務局）

基本的には、地域包括支援センターが関わりのある高齢者のなかで、支援が必要と判断された方が、この事業の対象となる。

（事務局）

ひきこもり状態であり、相談主訴は様々であることから、お困りごとに応じて各専門相談窓口を案内している。しかし、ひきこもり支援はどこに相談していいかわからないという声があるため、39 歳以下は若者相談支援窓口、それ以外の方は生活困窮のくらし再建パーソナルサポートセンターで相談を受け付けている。

支援にあたっては、医療的ケアが必要な場合は保健所や医療機関と連携して支援しており、病院への同行支援などケースバイケースで対応している。

（５）地域の大会議

事務局より資料に基づき説明。

（会長）

豊中市社会福祉協議会の校区アクションプランとの連携はあるのか。また地域での防災との関連は？

（事務局）

豊中市社会福祉協議会、危機管理課と連携して取り組みを進めている。

（会長）

地区防災計画は進んでいるか？

（事務局）

地区防災計画については、本市では、千成校区のみ作成している。

地域での校区福祉と自主防災の関係については、地域自治組織には、校区福祉委員会、自主防災組織も加入しており、校区単位で防災の向上に一体的に取り組んでいる。

（会長）

今後、防災に関する事例報告をしてほしい。

（６）こども広報委員、外国人支援

事務局より資料に基づき説明。

（委員）

外国人支援を通じて国際的な豊中を目指していただきたい。

（会長）

外国人は地域に根付くイメージがないかもしれないが、労働人口としてだけでなく、地域に住んでいる人として思ってもらいたくのがいいかと思う。

案件２ その他

連絡事項等なし。

以上